

自動車売買契約書

売主〇〇〇〇（以下「甲」という）と買主〇〇〇〇（以下「乙」という）は、甲乙間での自動車の売買にあたり、以下の通り自動車売買契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（売買契約）

甲は、乙に対し、甲の所有する以下の自動車（以下「本件自動車」という）を金〇〇万円（消費税等を含む）で売り渡し、乙はこれを買受けた。

登録番号：〇〇
車名：〇〇
型式・年式：〇〇
車体番号：〇〇

第2条（売買代金の支払方法）

- 乙は、本契約の契約日に、前条の売買代金の内、金〇〇万円を手付として甲に対して支払うものとする。
- 乙は、残代金の金〇〇万円を、〇年〇月〇日までに、甲が指定する金融機関の指定口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は乙の負担とする。

第3条（本件自動車の引渡し等）

- 甲は、〇〇年〇月〇日までに、乙に対し、本件自動車を引き渡すものとする。なお、本件自動車引渡に伴う費用は甲の負担とする。
- 本件自動車については、現状引渡しとし、引渡し後の故障等について甲は一切責任を負わないものとする。

第4条（所有権の移転時期）

本件自動車の所有権は、第2条第2項の支払時に、甲から乙に移転するものとする。

第5条（名義の変更手続等）

- 甲は、乙に対して、本件自動車の取扱説明書、自動車検査証および名義変更手続に要する書類を、第3条の引渡し時に交付するものとする。
- 乙は、引渡しから2週間以内に、本件自動車の名義変更を行い、手続完了後に名義変更後の自動車検査証の写しを甲に提出するものとする。なお、本件自動車の名義変更に必要な費用は、乙の負担とする。
- 本件自動車の〇年度分以降の自動車税については、乙の負担とする。

第6条（危険負担）

- 1 本件自動車の所有権が乙に移転する前に、乙の責めに帰することのできない事由により、滅失、毀損したときは、その損害を甲が負担するものとする。
- 2 前項の場合において、乙が本契約を締結した目的が達せられないときは、乙は本契約を解除することができる。

第7条（損害賠償責任）

甲及び乙は、本契約に違反することにより、相手方に損害を与えたときは、その損害の全て（弁護士費用及びその他の実費を含む）を賠償しなければならない。

第8条（遅延損害金）

乙が本契約に基づく金銭債務の支払を遅延したときは、甲に対し、支払期日の翌日から支払済みに至るまで、年〇〇%（年365日日割計算）の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第9条（合意管轄）

甲及び乙は、本契約に関し、裁判上の紛争が生じた場合は、〇〇地方裁判所をもって第一審の管轄裁判所とすることに合意する。

第10条（協議事項）

本契約に定めがない事項が生じたときや、本契約条項の解釈に疑義が生じたときは、相互に誠意をもって協議・解決する。

以上、本契約の証として、正本2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通を保有する。

〇年〇月〇日

(甲)

(乙)